

令和五年 第一回（三月）市議会定例会

（令和五年二月二十七日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和五年第一回三月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症対策について」であります。

現在の大月市内の新規感染者数は、年末年始の増加傾向から比較的落ち着きを取戻しつつあると感じております。

新型コロナウイルスの感染拡大から、約三年が経過する中、国では一月二十七日に「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、五月八日から、現在の二類相当から季節性インフルエンザと同じ五類に引き下げる方針を決定いたしました。

この間、本市では、感染症の対策に最も有効と考えられる新型コロナワクチン接種につきまして、医師会、大月市立中央病院、薬剤師会など多くの皆様のご協力をいただく中で、高齢者施設におけるワクチン接種を令和三年四月十九日から、市内の医療機関での個別接種を五月七日から、さらに、五月十六日からは、大月短期大学体育館を接種会場として集団接種を実施してまいりました。集団接種につきましては、一月以降の予約状況が伸びないことから、二月十九日をもって終了させていただきました。

今後、ワクチン接種につきましては、市内医療機関での接種となります。

五回目の接種となる「オミクロン株対応ワクチン」の接種まで、大きなトラブルもなく個別接種及び集団接種を実施できましたことに、関係者の皆様にご利用をお借りし感謝申し上げます。

なお、国ではマスク着用の考え方を見直し、緩和の方針を発表いたしました。「現在のように行政が一律にルールとしてマスク着用を求めるのではなく、個人の判断に委ねることを基本とし、マスクの着用が効果的である一定の場合には、マスクの着用を推奨する。」と取扱いを改め、三月十三日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは四月一日から適用することとしております。

今後、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけなど、変わってまいりますが、市民の皆様の健康や命を守るため、基本的な感染予防対策は継続していただくよう、改めてお願いいたします。

次に、「市立中央病院の経営健全化について」であります。

国立大学法人山梨大学と大月市におきまして、昨年十二月二十六日「包括的連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定書では、連携・協定事項といたしまして、まず、第一番目に「医療」

を掲げていただいたことにより、本市の喫緊の課題である「持続可能な地域医療の提供体制」の整備につながるものと考えております。

また、地方独立行政法人大月市立中央病院の第一期中期目標における期間の終了に伴う第二期中期目標及び中期計画の策定にあたり、山梨大学医学部附属病院との更なる連携強化を目指し、山梨大学島田学長へ理事長の推薦をお願いしておりますところ、附属病院の病院長であります榎本信幸先生をご推薦していただきました。

本協定書の調印式では、榎本病院長から、医師派遣の組織体制づくりとして、附属病院内に(仮称)東部地域医療教育センターの設立を目指す旨の説明もあり、常勤医師の確保や診療体制の強化を期待しております。

法人の設立団体といたしまして、附属病院の増収・増益に大きな貢献をされております榎本病院長を新たな理事長として、令和五年四月一日付にて任命し、今後も、大月市立中央病院及び山梨大学医学部附属病院との連携強化を図る中で、病院の経営健全化に向け積極的に支援してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、十二月定例会で議決をいただきました「第二期中期目標」を達成するために、中央病院が策定した「第二期中期計画」の認可申請が一月六日に市に提出され、一月二十七日に「地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会」を開催し、計画内容等を委員の皆様にご承認いただきましたので、今定例会には、地方独立行政法人法の規定に基づき「第二期中期計画の認可」について提案しております。

次に、「キャッシュレス決済還元事業について」であります。

令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日までの二か月を期間として実施しました第二弾「がんばろう大月キャッシュレス決済還元事業」につきましても、第一弾事業により浸透しましたペイペイを再度活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援、またキャッシュレス化の更なる推進を目的として実施いたしました。

第二弾の成果としまして、決済数は前回の第一弾を七万回上回る十二万回、また決済金額も前回を五千八百万円上回る二億七千万円など、多くの反響があり、消費喚起と共に市民へのキャッシュレス化の浸透と物価高騰に対する支援は達成できたものと考えております。

現在、事業者の皆様に対し、ペイペイの利用状況等のアンケート調査をお願いしております。今後、詳細な評価・分析を行うこととし、併せてペイペイ利用者

が獲得したポイントを効果的に市内の事業所で利用いただくよう「ペイペイクーポン」や「ペイペイスタンプカード」の紹介も行ったところであります。

今後、市内経済の活性化に寄与するような事業を検討し「活力あるまちづくり」に繋げていきたいと考えております

次に、「観光振興について」であります。

新型コロナウイルス感染症は、今後感染症法上の季節性インフルエンザと同等の五類へと移行することから、行動制限などがなくなり、更なる人流が促進されると想定されます。

本市においては、東横イン富士山大月駅の開業による来訪者の増加や大月駅を利用するインバウンドの回復なども期待されるところであります。

このことから、観光施策については、コロナ禍から脱却し本格的なウイズコロナへと加速させ、本市を通過する観光客を滞在させる仕組み作りや国内外からの誘客を促進するために、観光地の環境整備や観光協会の組織体制強化、またインバウンドに向けた情報発信などに取組んでまいります。

具体的には観光地の環境整備として、多くのハイカーが訪れる大峠の老朽化したトイレの更新や名勝猿橋周辺の大形バス駐車場整備などを計画し、令和五年度当初予算案に計上し、引き続き、各種関係団体と連携して、観光振興を図ってまいります。

次に、「ふるさと納税の状況について」であります。

本市では、これまで、さとふる、楽天、ふるさとチョイス、ふるナビ、JREモールふるさと納税、ANAふるさと納税の六社のふるさと納税業務支援業者と委託契約を締結し、寄付していただきやすい環境を整えるとともに、寄付額の増額に努めてまいりました。

また、ふるさとチョイスに続き、今月末からペイペイ商品券を導入し、寄付者にも使いやすい仕組みを構築しているところであります。

一方でクラウドファンディングも積極的に活用しており、今回は名勝猿橋の修繕を用途と定め、約一千万円を集めることができました。

ふるさと納税総額では二月二十日現在の寄付額は、三億五千万円を超え、昨年を引き続き、多くの方々よりご寄付をいただいております。

また、「大月市ふるさと納税特産品開発事業費補助金制度」についても好評であることから、予算枠の拡充を図るとともに、最小の予算で最大の効果が得られるようふるさと納税市場で人気のある返礼品に特化した「ふるさと納税人気返礼品開発事業費スペシャル補助金制度」を制定し、持続可能な特産品の開発促進を支援してまいります。

人口減少等による、市税等の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測されることから、ふるさと納税の増額は、財政健全化に向けて、大きな鍵とな

ると考えておりますので、引き続き、本市の魅力を広くPRしながら、大月ファンを増やし、寄付額の増額に努めてまいります。

次に、「新庁舎整備基本構想策定について」であります。

今年度、庁舎建設に関わる基本構想策定に向け、市民アンケートの実施や有識者からの助言などをいただき、庁内検討委員会において検討を重ね、基本理念や基本方針、庁舎規模、三箇所の建設候補地などを盛り込んだ、「大月市新庁舎整備基本構想(案)」を作成し、一月二十日から二月二十日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。

このパブリックコメントには個人の方をはじめ、地域や各種団体から多くのご意見をいただいております、庁舎建設に対する皆様の関心が非常に高いことが伺え、最重要課題としての再認識をしたところであります。

現在、集計作業を行っており、それぞれの貴重なご意見を参考に集計結果を踏まえ、三月末には、「大月市新庁舎整備基本構想」を策定する予定であります。

新年度は、基本計画の策定に着手し、建設候補地に係る概算事業費や配置計画などの検討を行うと共に、有識者や市民代表等で構成する外部審議会の答申を受け、建設地を選定したいと考えております。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、条例案件十一件、予算案件が十三件、その他の案件が二件の計二十六件であります。

はじめに、条例案件であります。

議案第一号「大月市庁舎整備検討審議会条例制定の件」についてであります。

これは、庁舎整備基本計画策定にあたり、地方自治法の規定に基づき、市長の付属機関として審議会を設置する必要があることから、条例を制定するものであります。

次に、議案第二号「大月市職員定数条例中改正の件」についてであります。

これは、消防職員等の職員定数の見直し及び定数外規定を設けることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第三号「大月市長等の給与の減額に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、本市の財政状況等を考慮し、市長及び教育長の給与を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四号「大月市長の退職手当の特例に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、本市の財政状況等を考慮し、市長の退職手当を不支給とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五号「大月市税条例等改正の件」についてであります。

これは、全国統一QRコードによる収納業務を行うにあたり、収納手数料がかかること等を考慮し、市税等における督促手数料を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六号「大月市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、農地利用最適化推進委員の定数は、区域内の農地面積が基準とされており、農地面積が減少したことに伴い、定数を見直す必要があることから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七号「大月市国民健康保険条例中改正の件」についてであります。

これは、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げる必要があることから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第八号「大月市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件」についてであります。

これは、大月市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、安全計画の策定等に係る規定を設ける等の必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第九号「大月市立保育所条例中改正の件」についてであります。

これは、大月市立富浜保育所を令和四年度末で閉所することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十号「大月市道路占用料徴収条例中改正の件」についてであります。

これは、市道における占用許可を受けたものから徴収する占用料について、道路法施行令に準じて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第十一号「大月市子育て支援手当支給条例廃止の件」についてであります。

これは、伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金事業へ移行するため、条例を廃止するものであります。

続きまして、予算案件についてであります。

まず、議案第十二号「令和五年度大月市一般会計予算」についてであります。

予算総額は、百二十六億三千四百万円で、前年度予算に対し、三億四千七百万円、率として二・八パーセントの増となっております。

主な歳入であります。市税は、固定資産税が、償却資産などの減により前

年度と比較し七千五百万円余り減額の二十七億四千九百万円余り、また、市民税については、直近の歳入見込から一千五百万円余り増額の十一億二千八百万円と見込み、市税全体では、前年度と比較し四千九百万円余り減額の四十億九千七百万円余りを計上いたしました。

地方交付税は、地方財政計画の歳入見込みなどから、普通交付税を、前年度より二千万円の減額を見込み、地方交付税全体で、二十八億三千万円を計上いたしました。

国庫支出金は、PFI手法を活用した市営住宅駒橋団地の取得にかかる社会資本総合整備交付金などの増額により、前年度と比較し三億三千二百万円余り増額の十七億五千四百万円余りであります。

市債は、前年度と比較し、四千百万円余り増額の十億三百万円余りでありま

す。
次に、主な歳出であります。総務費は、定年延長による退職手当の減などにより、前年度と比較し、一億七千三百万円余り減額の十三億八千七百万円余りでありま

す。
民生費は、令和四年度に実施している鳥沢地区の幼稚園・保育所（園）の再編整備事業などの減により、前年度と比較し、二億七千三百万円余り減額の十三億九千二百万円余りでありま

す。
衛生費は、一般廃棄物運搬業務の委託の増などにより、前年度と比較し、一千二百万円余り増額の十八億七千九百万円余りでありま

す。
農林水産業費は、林道改良事業の減などにより、前年度と比較し、一億八百万円余り減額の二億三千六百万円余りでありま

す。
商工費は、キャッシュレス決済推進事業などのコロナ対策事業の減により、前年度と比較し、七千四百万円余り減の一億四百万円余りでありま

す。
土木費は、市営住宅駒橋団地再整備事業の増などにより、前年度と比較し、四億一千二百万円余り増額の十五億一千四百万円余りでありま

す。
消防費は、高規格救急自動車整備事業の減などにより、前年度と比較し、六千三百万円余り減額の五億九千三百万円余りでありま

す。
教育費は、教育施設の光熱水費の増などにより、前年度と比較し、二千三百万円余り増額の十一億一千五百万円余りでありま

す。
公債費は、前年度と比較し、五億九千三百万円余り増額の二十二億六千万円余りなどとなっております。

次に、議案第十三号「大月市大月短期大学特別会計予算」につきましては、短大運営経費など、三億五千三百万円余りを計上しております。

次に、議案第十四号「大月市国民健康保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、二十八億八千七百万円余りを計上しております。

次に、議案第十五号「大月市簡易水道特別会計予算」につきましては、簡易水道施設整備事業及び市営簡易水道の管理運営、各地区の小規模水道等の滅菌管理費用など、五億六千九百万円余りを計上しております。

次に、議案第十六号「大月市下水道特別会計予算」につきましては、施設整備費及び維持管理経費など、六億二千六百万円余りを計上しております。

次に、議案第十七号「大月市介護保険特別会計予算」につきましては、保険給付費及び地域支援事業費など、三十億百万円余りを計上しております。

次に、議案第十八号「大月市介護サービス特別会計予算」につきましては、要支援者に対する介護予防経費といたしまして、六百五十万円余りを計上しております。

次に、議案第十九号「大月市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金など、七億三百万円余りを計上しております。以上、七つの特別会計の歳入につきましては、それぞれの事業に係る収入及び国県支出金、一般会計からの繰入金などで賄っております。

続きまして、令和四年度補正予算案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末までの事業費の見込みによる精査及びそれに伴う国県支出金などの調整等により予算編成を行いました。

まず、議案第二十号「大月市一般会計補正予算(第十一号)」につきましては、歳入歳出それぞれ四百万円余りを減額し、予算総額を百三十九億円余りとしたところであります。

歳出の主な内容といたしましては、路線バス運行に係る赤字補てん補助金八千三百万円余り、子育て世帯に対する価格高騰重点支援事業の追加二千五百万円余りを増額しております。

次に、議案第二十一号「大月市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)」につきましては、過年度保険税の還付の増により、二百万円を増額しております。

次に、議案第二十二号「大月市簡易水道特別会計補正予算(第四号)」につきましては、市営簡易水道施設修繕費の増により百万円余りを増額しております。

次に、議案第二十三号「大月市下水道特別会計補正予算(第四号)」につきましては、事業執行見込みにより一千六百万円余りを減額しております。

次に、議案第二十四号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)」につきましては、後期高齢者広域連合納付金などの減により五千八百万円余りを減額しております。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第二十五号「市道の路線認定の件」についてであります。

これは、鳥沢寺向の利便性向上を図るため市道瑠璃光橋線として、道路法第八条第一項の規定により路線認定を行うものであります。

次に、議案第二十六号「地方独立行政法人大月市立中央病院第二期中期計画について認可する件」についてであります。

地方独立行政法人法第八十三条第三項の規定に基づき中期計画を認可するため、議会の議決を求めます。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。